

通商産業省

8産サ第21号

平成9年4月10日

北海道通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長



ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第2条第4項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第2条第4項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第2条第5項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第2条第5項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8 産サ第 2 1 号

平成 9 年 4 月 1 0 日

東北通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第 2 条第 4 項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第 2 条第 4 項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第 2 条第 5 項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第 2 条第 5 項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8 産サ 第 2 1 号

平成 9 年 4 月 1 0 日

関東通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第 2 条第 4 項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第 2 条第 4 項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第 2 条第 5 項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第 2 条第 5 項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8 産サ第 2 1 号

平成 9 年 4 月 1 0 日

九州通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第 2 条第 4 項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第 2 条第 4 項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第 2 条第 5 項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第 2 条第 5 項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8産サ第21号

平成9年4月10日

四国通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第2条第4項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第2条第4項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第2条第5項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第2条第5項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8産サ第21号

平成9年4月10日

中国通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第2条第4項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第2条第4項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第2条第5項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第2条第5項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8 産サ第 2 1 号

平成 9 年 4 月 1 0 日

近畿通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第 2 条第 4 項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第 2 条第 4 項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第 2 条第 5 項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第 2 条第 5 項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8産サ第21号

平成9年4月10日

沖縄総合事務局 通商産業部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長 

ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第2条第4項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第2条第4項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第2条第5項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第2条第5項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

通商産業省

8 産サ第 2 1 号

平成 9 年 4 月 1 0 日

中部通商産業局 商工部長 殿

通商産業省 産業政策局 サービス産業課長



ゴルフ場事業者が、ゴルフ場に係る工事代金、金融業者等からの借入その他の当該ゴルフ場事業者の債務に関して、工事施工業者や金融業者その他の当該債務の債権者（以下「工事施工業者等」という。）に対してその弁済に相当するものとして発行する会員権又はそれに準ずる権利（以下「バーター権」という。）に係る「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の適用については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 法第 2 条第 4 項関係

バーター権の発行は、その名称の如何に関わらず、ゴルフ場に係る会員契約の締結又は代理若しくは媒介に該当することから、法第 2 条第 4 項に規定する「募集」に該当する。

2. 法第 2 条第 5 項関係

ゴルフ場事業者からバーター権を譲り受けた工事施工業者等が、当該バーター権を第三者に譲り渡すこと等により、会員契約の代理又は媒介を行う場合には、当該工事施工業者等は、法第 2 条第 5 項に規定する「会員契約代行者」に該当する。

「バーター権に係る取扱いについて」の解釈

通知 1. について

バーター権の形態には、名義が既に入った形でゴルフ場事業者から工事施工業者等に発行される場合と、名義が入らない形で発行され、工事施工業者等から第三者にわたる段階で名義が入る場合とがある。

前者の場合、ゴルフ場事業者と工事施工業者等との間で会員契約が締結されることとなり、後者の場合、工事施工業者等がゴルフ場事業者と第三者との間で会員契約の代理、媒介を行うこととなる。したがって、いずれの形態においても、バーター権の発行は、法第 2 条第 4 項に規定する「募集」に該当することとなる。

なお、バーター権の発行に際しては、ゴルフ場事業者と工事施工業者等との間で直接的に「金銭を支払う」(法第 2 条第 1 項) ことはないものの、バーター権は工事代金や借入金等ゴルフ場事業者の金銭的債務の対価として発行されるものであり、バーター権の発行に対応して実質的に「金銭を支払」ったことになる。

通知 2. について

ここでは、具体的には、バーター権が名義が入らない形で工事施工業者等に発行され、当該工事施工業者等から第三者に譲渡される段階で名義が入る場合を想定している。この場合には、工事施工業者等が会員契約の代理、媒介を行うことから、当該工事施工業者等は、法第 2 条第 5 項に規定する「会員契約代行者」に該当する。逆に、ゴルフ場事業者から工事施工業者等に発行される段階で既に名義が入っている場合には、ゴルフ場事業者と工事施工業者等との間の会員契約となるため、工事施工業者等から第三者に会員権が譲渡される場合には、既存契約の名義人の変更となり、法の適用は受けないこととなる。